



平成 29 年 5 月 23 日

各 位

会社名 ダイヤモンド電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 小野 有理  
(コード番号 6895 東証第二部)  
問合せ先 執行役員 CFO 徳原 英真  
(TEL 06-6302-8141)

## 監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更 及び役員の変動に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日に開催予定の第 78 期定時株主総会に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行するための「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本件に伴い同定時株主総会にご提案する取締役候補者につきましても下記のとおり内定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行目的

当社は、従来からコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいりましたが、今般、監督機能を更に強化するとともに業務執行の意思決定を迅速化し、企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 78 期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社への移行する予定であります。

#### 2. 監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更

##### (1) 定款変更の目的

①監査等委員会設置会社に移行するため、会社の機関に関する規定変更、取締役及び取締役会に関する規定の変更、監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。

②取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

③上記に伴う条数の変更その他表現の統一、明確化等所要の変更を行うものです。

##### (2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 23 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 23 日 (予定)

3. 役員の変動（平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 78 期定時株主総会付議予定）

（1）取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）

氏名	新役職名	現役職名
小野 有理	代表取締役社長 CEO	代表取締役社長 CEO
前田 真澄	専務取締役	専務取締役
長谷川 純	常務取締役	常務取締役

（2）監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職名	現役職名
吉田 夢佳志	取締役 監査等委員（社外）	取締役（社外）
岡本 岳	取締役 監査等委員（社外）	取締役（社外）
古川 雅和	取締役 監査等委員（社外）	—
入江 正孝	取締役 監査等委員	—

（3）退任予定監査役

氏名	現役職名
村田 真澄	常勤監査役
赤井 義宏	監査役（社外）
飯田 久夫	監査役（社外）

（注）村田真澄は当社顧問に就任いたします。

（ご参考）

新任取締役候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社株式数
吉川 雅和 (昭和 29 年 9 月 25 日生)	平成 8 年 6 月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）灘支店長 平成 10 年 11 月 同行寝屋川支店長 平成 11 年 4 月 同行寝屋川支店長兼香里支店長 平成 13 年 4 月 同行法人審査第 3 部上席審査役 平成 13 年 7 月 同行洲本支店長兼法人営業部長 平成 15 年 7 月 銀泉株式会社出向、損害保険神戸営業第 2 部長 平成 24 年 4 月 同社常務執行役員神戸支店長兼神戸法人営業第 1 部長 平成 26 年 6 月 同社常勤監査役（現任） （重要な兼職の状況） 銀泉株式会社 常勤監査役	0 株
入江 正孝 (昭和 30 年 10 月 26 日生)	昭和 54 年 4 月 和光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 平成 11 年 8 月 株式会社和光経済研究所（現日本投資環境研究所）出向 平成 24 年 4 月 当社入社 平成 26 年 11 月 新潟ダイヤモンド電子株式会社出向 平成 28 年 9 月 社長室長	0 株

以上

(別紙)

〈 現 行 定 款 〉	〈 変 更 案 〉
<p>第4条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. <u>会計監査人</u></li></ol> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 (員 数)</p> <p>当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>第21条 (選任方法)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 当社の取締役は株主総会において選任する。</li><li>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</li><li>3. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</li></ol> <p>第22条 (任 期)</p> <p>当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第23条 (代表取締役および役付取締役)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。</li><li>2. 当社は、取締役会の決議により取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</li></ol> <p>第25条 (取締役会の招集通知)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</li></ol>	<p>第4条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. 監査等委員会 (削除)</li><li>3. <u>会計監査人</u></li></ol> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 (員 数)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>)は、11名以内とする。</li><li>2. 当社の<u>監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></li></ol> <p>第21条 (選任方法)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></li><li>2. (現行どおり)</li><li>3. (現行どおり)</li></ol> <p>第22条 (任 期)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</li><li>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></li></ol> <p>第23条 (代表取締役および役付取締役)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</li><li>2. 当社は、取締役会の決議により取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</li></ol> <p>第25条 (取締役会の招集通知)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</li></ol>

<p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>第 28 条 (報酬等)</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第 29 条 (条文省略)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>第 30 条 (員 数)</u> 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p><u>第 31 条 (選任方法)</u> 1. <u>当会社の監査役は株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 32 条 (任 期)</u> 1. <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第 33 条 (常勤の監査役)</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>第 34 条 (招集通知)</u> 1. <u>当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p><u>第 35 条 (監査役会規程)</u> 当会社の監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第 28 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 条 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p><u>第 29 条 (報酬等)</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第 30 条 (現行どおり)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u> (削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
--	--

<p><u>第 36 条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 37 条（監査役との責任限定契約）</u>  <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 31 条（監査等委員会の招集通知）</u>  <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 32 条（監査等委員会規程）</u>  <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 計算</p>	<p>第 6 章 計算</p>
<p>第 38 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 33 条～第 36 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則  <u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任限定契約の経過措置)</u>  <u>平成 29 年 6 月 23 日開催の第 78 期定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む）と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 37 条の定めるところによる。</u></p>